

第9回高齢者・障害者の 消費者被害に関する 勉強会開催される



消費者問題対策
特別委員会
委員
馬場 陽

1 勉強会開催

4月23日、高齢者・障害者総合支援センター（アイズ）運営特別委員会と消費者問題対策特別委員会の合同による「第9回高齢者・障害者の消費者被害に関する勉強会」が開催され、両委員会所属の会員の外、地域包括支援センターの職員、消費生活センターの職員が多数参加して意見交換・情報交換を行いました。

2 弁護士の悩みどころ

当日は、消費者委員会の松本卓也会員、アイズの篠田達也会員から、高齢者・障害者の消費者被害について事例報告があり、アイズの松隈知栄子会員、消費者委員会の石川真司会員のコメントを経て、フロアとの意見交換が行われました。

報告事例・コメントの内容を総合すると、この種の業務に携わる弁護士に共通の悩みどころは、①被害発見から弁護士の介入・受任に至る迅速でスムーズなルートの確保と、②事件処理後のアフター・ケアの2点であると整理できそうです。これが顕著になるのが、本人に被害の自覚がない場合や親族の協力が得られない場合ですが、弁護士の業務の性質上、受任前・処理後の介入にはどうしても限界があります。

3 地域・行政との連携

勉強会では、上記①②の担い手として、消費生活センターや地域包括支援センターの活用が検討され、社会福祉協議会の日常生活支援事業や民生委員の活用なども紹介されました。質疑応答や事業の紹介を通じて相互理解は図られましたが、具体的な連携方法や役割分担となると、今後かなり議論の積み重ねが必要のようです。

4 当日紹介された情報（抜粋）

意見交換の場では、弁護士への具体的なアクセス・ツールとして、アイズから「福祉関係者のためのFAX相談『ほっとくん』」の申込書式が配布されました。石川真司会員からは、法定書面の交付がないとしてクーリング・オフが認められた最近の裁判例が紹介され（岐阜地大垣支判H21.10.29）、一般公開されている愛知県弁護士会のHP記事（「消費者被害にあったら」「消費者問題速報」）の周知が図られました。

また、法的・技術的なアドバイスで弁護士にとっても有益と思われるものとして、①篠田達也会員から、成年後見開始申立準備中に本人がクレジット会社から訴訟提起された事案で、弁護士一般としての立場で裁判所に対し意見書を提出し、訴えの取下げに導いた事例が紹介されたほか、②松隈知栄子会員から、成年後見手続の市町村長申立（老人福祉法32条、知的障害者福祉法27条の3、精神障害者の福祉に関する法律51条の11の2）の方法が紹介され、この窓口として地域包括支援センターを活用することも検討されました。

5 福祉行政の現場の声も聞きたい

今回の勉強会は、弁護士からの情報発信が中心でしたが、弁護士から見れば、福祉行政の第一線で活躍する職員から、もっと問題点や要望・不満をオープンにしてほしいというのが本音ではないでしょうか。

第9回勉強会の締め括りに、アイズ運営特別委員会の矢野和雄委員長から、次回以降の勉強会では地域包括支援センターや消費生活センターの職員にも登壇して発言して欲しい旨の要望があり、私も共感をもってこれを拝聴した次第です。